

福岡県公報

平成二十一年六月十九日
第二千九百八十号
増刊 ①

目次

告示(第五十号)

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

(広域地域振興課)

人事委員会

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

(人事委員会事務局給与公平課)

再掲

福岡県農業共済組合等検査規程

(団体指導課)

告示

福岡県告示第五十号

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年六月十九日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

福岡県地域総合整備資金貸付要綱(平成二十年八月福岡県告示第三百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項中「過疎地域」の下に「(第七項に規定する場合を除く。)」を加え、「(以下「みなし過疎地域」という。)」を「(以下「みなし過疎地域」という。ただし、第七項に規定する場合を除く。)」に改め、同条第六項中「特定地域経済活性化対策実施要綱(平成十八年三月二十三日総行第六十三号総務事務次官通知)」を「地域力創造対策実施要綱(平成二十一年三月三十一日総行政自第十六号総務事務次官通

知)」に、「特定地域経済活性化対策推進地域」を「地域力創造推進地域」に改め、「(地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。)」を削り、「認定を受けた計画に係る地域をいう。)」を「認定を受けた計画に係る地域をいう。ただし、第七項に規定する場合を除く。)」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 定住自立圏構想推進要綱(平成二十年十二月二十六日総行応自第三十九号総務事務次官通知)に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその周辺市町村において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第一項、第二項及び第三項の適用については、第一項中「六億円」とあるのは「九億三千万円」と、「二十四億円」とあるのは「三十七億五千万円」とし、第二項中「九億円」とあるのは「十四億円」と、「三十六億円」とあるのは「五十六億円」とし、第三項中「二十パーセント」とあるのは「二十五パーセント」とする。

第十三条第五号中「破産」を「破産手続開始」に改める。

附則第二項中「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同項の表を次のように改める。

第五条第五項	過疎地域	過疎地域又は離島振興法(昭和二十八年法律七十二号)第一条第一項に規定する利用振興対策実施地域
第五条第六項	過疎地域	過疎地域又は離島振興対策実施地域

附則

この告示は、公布の日から施行する。

人事委員会

公益的法人等への福岡県職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年六月十九日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第二十一号

公益的法人等への福岡県職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への福岡県職員のパ遣等に関する規則（平成十三年福岡県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一一般社団法人又は一般財団法人の項中

「財団法人アクロス福岡」を「一般財団法人水素エネルギー製品研究試験センター」に改める。

附則

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

再掲

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第四条第二項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県訓令第十号

農林水産部

福岡県農業共済組合等検査規程を次のように定める。

平成二十一年六月十日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業共済組合等検査規程

福岡県農業共済組合等検査規程（平成十二年六月福岡県訓令第二十二号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第百四十二条の二から第百四十二条の四までの規定により農業共済組合及び共済事業を行う市町村（以下「組合等」と総称する。）に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）は、この訓令の定めるところによる。

（検査の目的）

第二条 検査は、合法性、合目的性及び合理性の観点から組合等の業務及び会計の実態を把握することにより、組合等に対する個別指導の実を挙げ、もって農業災害補償制度における組合等の事業運営の適正化に資することを目的とする。

（検査の視点）

第三条 検査の視点は、次のとおりとする。

一 合法性 定款、共済規程、共済事業の実施に関する条例（以下「共済条例」という。）及び諸規則等の整備状況並びに法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程、共済条例及び諸規則等の遵守状況を検討する。

二 合目的性 法第一条の規定及び定款等において組合等が定めた業務又は事業目的に合致した運営がなされているかどうかを検討する。

三 合理性 業務及び会計が効率性の観点からみて、合理的に運営されているかどうかを検討する。

（検査により達成すべき事項）

第四条 検査により達成すべき事項は、次のとおりとする。

一 不正、不当行為等の防止及びその是正 法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、共済規程、共済条例又は諸規則等に対する違反の有無を検討することにより、組合等の運営当事者を常に緊張自省させ、不正、不当行為又は誤り等の発生を未然に防止するとともに、現に発生している事項については、速やかにその是正を図り、それによって被る組合等の損害と信用の低下を最小限にとどめさせる。

二 事業運営の適正化及びコンプライアンス意識の高揚 検査を通じて事業運営の実態を把握して、農業災害補償制度の趣旨に適合するよう運営について指導するとともに、組合等の役員及び職員の事業運営に対する意欲とコンプライアンス意識の高揚を助長する。

三 行政資料への活用 検査を通じて得られた資料は、守秘義務にも留意しつつ、一般農林水産行政の資料として、その活用を図る。

（常例検査及び年間検査計画等の作成）

第五条 常例検査は、法第百四十二条の三の規定に基づき、すべての組合等について、毎年一回実施しなければならない。

2 知事は、年度当初に、月別及び組合等別の年間検査計画並びに当該年度における検査

査重点事項を作成する。ただし、行政上の要請により、緊急に検査の必要が生じた場合又は農業共済組合の組合員から検査の請求があった場合は、この限りでない。

(検査事項)

第六条 検査は、別に定める福岡県農業共済組合等検査実施要領に従い、組合等の業務及び会計のすべてについて行うものとする。ただし、知事が特に指示した場合には、当該指示により行うものとする。

(検査の場所と方法)

第七条 検査は、組合等の事務所、倉庫、事業場その他組合等の業務に直接又は間接に関係のある場所において、現物の検査、帳簿その他の書類の検査及び役員又は職員からの説明の聴取(第十二条第一項において「現物の検査等」という。)の方法により行う。ただし、必要があるときは、これらの場所以外の場所において、検査を行うことができる。

(検査基準日)

第八条 検査基準日は、検査に着手した日の前業務日とする。ただし、検査に着手した日の前業務日に残高試算表が作成されていない場合には、検査に着手した日の直近の残高試算表が作成された日とすることができる。

(検査の範囲)

第九条 検査は、原則として検査基準日の属する事業年度の前事業年度の開始の日から検査基準日までに行う。ただし、特に必要があると認められるときは、過年度及び検査基準日後についても行うことができる。

(執務時間内検査の原則)

第十条 検査は、組合等の執務時間内に行う。ただし、やむを得ない事由があり、かつ、理事その他の責任者の承諾を得たときは、この限りでない。

(無通告検査の実施)

第十一条 検査は、あらかじめ通告をしないで行わなければならない。

(検査員)

第十二条 検査は、知事が命令した職員(以下「検査員」という。)二人以上が一組になって行うものとする。ただし、検査の一環として支所、出張所等の出先機関において単独で現物の検査等を行うことは、これを妨げない。

2 検査に当たっては、検査員の中から一人を当該検査の責任者(以下「検査責任者」という。)として選定するものとする。

3 検査員は、十分な注意をもって検査を実施し、事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たって、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

4 検査員は、組合等の業務及び会計が適正であり、かつ、妥当であるかどうかの意見を表明するに足りる合理的な根拠を得るまで、検査を実施しなければならない。

5 検査員は、検査に当たっては、組合等の業務執行に支障のないようにするとともに、組合等に無用の負担を負わせないように留意しなければならない。

6 検査員は、常に穏健冷静な態度を保持し、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取するよう努めなければならない。

(検査命令書等の交付及び提示)

第十三条 知事は、検査員に検査命令書(様式第一号)及び証明書(様式第二号)を交付するものとする。

2 検査員は、検査の着手に際しては、組合等の理事その他の責任者に対し、前項の検査命令書及び証明書を提示して検査を行う旨を告げるものとする。

(検査の立会い)

第十四条 検査に当たっては、農業共済組合については理事その他の責任者一人以上、共済事業を行う市町村(以下「市町村」という。)については市町村長その他の責任者一人以上を立ち会わせて行うものとする。

2 前項に定める立会人のほか、できるだけ農業共済組合にあつては監事、市町村にあつては監査委員を立ち会わせるものとする。

(私物検査の制限)

第十五条 検査員は、組合等の役員及び職員の私物について、検査を行ってはならない。ただし、検査上特に必要がある場合において、相手方の承諾を得たときは、この限りでない。

(取引先とその他の照査)

第十六条 検査員は、検査上特に必要がある場合には、組合等の組合員若しくは加入者、組合等の取引先若しくは退任(職)した役員若しくは職員又はその他の関係者に対し、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができる。

(検査の拒否等に対する措置)

第十七条 検査責任者は、検査の拒否、妨害、忌避その他重大な事故により検査の実施が困難であると認められたときは、直ちに知事にその旨を報告し、その指示を受けなければならない。

(検査講評)

第十八条 検査員は、検査を終了するに際して、直ちに改善に着手できるよう、また、組合等関係者に無用の不安を与えることがないよう、農業共済組合にあっては理事又は監事及びその他の責任者、市町村にあっては市町村長又は監査委員及びその他の責任者に対し、口頭をもって検査中明らかとなった事項について講評を行うとともに、理事若しくは監事又は市町村長若しくは監査委員からそれについての意見等を聴取するようにならなければならない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(検査結果の報告及び検査書の交付)

第十九条 検査員は、検査を終了したときは、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。

2 知事は、検査終了後速やかに、法令に違反している事項又は組合等の運営上是正若しくは改善の必要があると認められる事項を記載した検査書を作成し、これを農業共済組合にあっては理事に、市町村にあっては市町村長に交付するとともに、当該検査書に記載された事項に関する見解と今後実施しようとする措置を記載した回答書の提出を求めるものとする。

3 知事は、検査の結果、共済事業を適正かつ効率的に行わせるため、特に改善の必要があると認める事項がある場合には、前項の検査書にこれを記載するとともに、併せて法第四百二十二条の五の規定による必要な命令(市町村にあっては法第四百二十二条の五の二の規定による必要な指示)をするものとする。また、農業共済組合の理事又は市町村長から当該事項に関する意見又は今後の措置若しくは方針について前項の回答書とは別に報告書の提出を求めるものとする。

4 第二項の回答書及び前項の報告書には、農業共済組合にあっては理事会(監事事項については監事会)の議事録及び監事の意見書を添付するとともに、前項の報告書には、農業共済組合にあっては理事が連署し、市町村にあっては市町村長が署名するものとする。

5 知事は、法第四百二十二条の四の規定による検査を行った場合には、当該検査の請求をした者に対し、当該検査結果の概要を交付するものとする。

(指導監督部門との連携)

第二十条 知事は、検査の実施に当たっては、指導監督部門と連携し、事前に指導監督面から見た問題点等について十分に把握し、検査に反映させるよう努めるものとする。また、検査終了後、指導監督部門に検査報告を行う等により、指導監督業務の中において、検査で指摘した事項の改善指導が行われる等検査の結果が農林水産行政に反映されるよう努めるものとする。

(検査体制の整備及び強化)

第二十一条 知事は、検査に従事すべき人員及び検査に必要な予算の確保を図るとともに、研修等により、その資質及び検査技法の向上に努めるものとする。また、検査員の配置に当たっては、経験年数、研修の受講状況等を勘案して配置する等検査体制の整備及び強化を図るものとする。

(守秘義務)

第二十二条 検査員は、検査により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第13条関係)

第 号
年 月 日

検 査 命 令 書

検査責任者	職 名	氏 名
	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○
	○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○

農業災害補償法第142条の○の規定に基づき、○○○農業共済組合（市町村）の検査の職務に従事することを命ずる。

福 岡 県 知 事 印

A4版の大きさ

様式第2号 (第13条関係)

第 号

証 明 書

福岡県職員

氏 名

年 月 日生

上記の者は、農業災害補償法第142条の2から第142条の4までの規定による検査の職務に従事する者であることを証明する。

年 月 日

(写真
ちよう付)

有効期間
年 月 日から
年 月 日まで

福 岡 県 知 事 印

6.5 cm

8.5 cm